

研究論文

「関東甲信 8 県市町村教育委員会調査 2008」結果の補足検討

— 自由記述回答を中心に —

朝 日 素 明*

An Analysis of Descriptive Comments on the Survey of Municipal Boards
of Education in 8 Prefectures in the Kanto-Koshin Region 2008

Motoaki ASAHI

【要 約】

本稿は、摂南大学教職教室が2008年2月から4月にかけて東京都を除く関東甲信地方8県に所在する市町村教育委員会を対象として実施した質問紙調査（「関東甲信8県市町村教育委員会調査2008」）の、単純集計結果では報告しきれない自由記述回答を部分的に紹介し、若干の考察を加えることを目的としている。我々がこの調査を実施したのは、時期的には地教行法一部改正法が成立し改正地教行法が施行される前後になる。したがって、この度の地教行法改正の概要は我々が2005年に行った調査の時点では明示的ではなかったことから、今回の調査は前回調査と時期的な比較対照が可能であるとも考えられる。本稿はこうした観点から、この度の地教行法改正の概要に即して調査の結果を補足検討しようとするものである。

まず教育委員会の組織について、教育委員の本務職業は無職が圧倒的に多いほかは、比較的、実務時間が自律的に調整可能な職業が上位に並んでいる。また、教育長を除く一教育委員会の構成人数を4人として算出すると、児童生徒の保護者が0.66人となり、前回調査時点から倍増していることから、教育委員として保護者を選任することを義務化した2007年の地教行法一部改正法の影響が現れたとも推察できる。教育長の多くの回答からは、教育委員に選任される保護者の代表性を担保するための工夫は窺うことができなかったが、PTA役員経験が現実的だと捉えられているようだ。さらに、保護者が教育委員として会議に臨む際の配慮事項として、保護者の立場からの意見を尊重しようとする配慮と守秘義務への配慮の二つが特に目立った。

次に教育委員会の設置単位について、3割弱の教育長が市町村の連合（共同設置）による広域化を望ましいと答えていた。

* 摂南大学外国語学部

1. はじめに

摂南大学教職教室は2008年2月から4月にかけて、東京都を除く関東甲信地方8県に所在する市町村教育委員会を対象として質問紙調査（「関東甲信8県市町村教育委員会調査2008」、以下「2008年調査」とする）を実施した。その集計結果は別途、摂南大学教職教室（2009）に報告している。本稿では、その集計結果では報告できなかった自由記述の回答を報告し、併せて、調査結果に対し補足的に若干の考察を加えることにする。その際、部分的に前回の教育委員会調査（「近畿2府4県市町村教育委員会調査2005」、以下「2005年調査」とする）の結果と比較しながら検討する。

2007年3月30日、第166回国会に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、同年6月20日に成立、2008年4月1日より施行されることとなった。我々はこの法律が成立をみてから施行前後の時期に2008年調査を実施したことになる。つまり、この度の地教行法改正の概要は2005年調査の時点では明示的ではなかったことから、2008年調査は2005年調査と時期的な比較対照が可能であるとも考えられる¹。本稿はこうした観点から、この度の地教行法改正の概要に即して調査の結果を補足検討しようとするものである。

2. 教育委員会組織について

（1）教育委員の構成

まず、教育長を除く教育委員会委員の構成についてみていこう。

教育委員の平均年齢は61.45歳となった。ちなみに、2005年調査におけるそれが62.39歳であった。また、教育委員は非常勤職員であるが、本務としての現在の職業は多岐にわたっている。主なものを列挙すると表1のとおりである。

表1 教育委員の現在の本務職業（主なもの）

農業・林業・畜産業	44	医師	16	画家・芸術家・陶芸家	5
会社員	18	歯科医師	8	薬剤師	4
会社役員	26	住職・僧侶	10	教員	2
会社社長	3	団体職員	6	建築設計士	2
会社経営	3	公務員	6	司法書士	2
自営業	27	塾経営・塾講師	6	主婦	11
大学・短大教員・非常勤	18	幼稚園・保育所	5	無職	108

¹もちろん、2008年調査が関東甲信地方、2005年調査は近畿地方という地域的な違いはあるが、調査の質問内容によって地域的な相違が影響するものと、時期的な相違が影響するものがあると考えられよう。こうした点に留意する必要があることは言うまでもない。

表1には職業として特定が容易な主なものを従事者が多いものから列挙した。無職が圧倒的に多いほかは、実務時間を自律的に調整することが比較的可能な職業が上位に並んでいる。ある教育長は調査票末尾の自由記述欄に、教育委員の職業について示唆的なことを次のように記していた。

教育委員の選任の内、未成年者を持つ保護者を選任する事は、選択肢が狭められるし、又、若年勤労者が多い事から、会議の出席が難しくなる事が予想される。²

2007年の地教行法一部改正法に伴う、教育委員への保護者の選任の義務化に関する意見と思われるが、教育委員会会議への出席における勤務形態による制約を示唆しているものとも受けとれる。

統いて、集計結果から、教職経験者の比率は35.6%、教育行政職経験者のそれは13.5%であり、教育界の外から多く教育委員が選任されているということができる。性別については女性が33.0%で、男女比がほぼ2対1の割合であり、児童生徒の保護者の比率は16.5%であった。

これらを、教育長を除く教育委員会の構成人数を4人として換算してみると、教職経験者が1.42人、教育行政職経験者が0.54人、女性が1.32人、児童生徒の保護者が0.66人という人数が、教育長を除き一教育委員会の平均的な委員構成ということになる。

2005年調査では順に、1.53人、0.48人、1.23人、0.33人というのが平均的な教育委員の構成だったので、2008年調査では児童生徒の保護者が若干多かったことになる。教育委員として保護者を選任することを義務化した2007年の地教行法一部改正法の影響が、上述の結果に現れたのであろうか。

(2) 児童生徒の保護者の教育委員への選任について

そこで次に、児童生徒の保護者を教育委員に選任した場合に予想される影響についての教育長に対する質問への自由記述回答をみていく。その最初の質問は、「児童生徒の保護者を教育委員に選任する場合、代表性を担保するためにどのような工夫をされていますか」というものである。主な回答を列挙してみる。

PTA連合会の代表者又は役員を選任するなど考慮することが必要だと思う。³

地域の「子ども会」や「青少年相談員」等の連絡協議会活動で良好な実績のある方を首長に推薦する。⁴

² 山梨県G町の教育長の回答。

³ 群馬県L町の教育長の回答。

⁴ 千葉県T町の教育長の回答。

学校の代表者、PTA代表者等の推薦を受けた者の中から議会の同意を得た者を選任する。⁵

学校推薦。⁶

小学校区ごとに推薦。⁷

小中学校の在籍、公立学校の保護者。⁸

子供が義務教育に在籍していない保護者の選任を検討。⁹

現在、保護者である教育委員が在任していますが、地教行法の改正前に選任したもので、代表性の担保という認識は特にありません。¹⁰

小規模の委員会で保護者を教育委員に選任することはきわめて難しい。¹¹

市長の任命権の問題。¹²

約6割の教育長から回答を得た中で、その約半数は「特になし」という回答であった。「保護者の代表性の担保」ということについて現時点で問題として意識することがないか、今後、課題として浮上してくる可能性もあるのか、あるいは、現実的な問題があり回答しにくいのか、いずれにせよ、無回答も含め多くの回答からは教育委員に選任される保護者の代表性を担保するための工夫は窺うことができなかった。他方、積極的な回答の中では「PTA」というキーワードが目立った。「PTA役員経験」を重視したいとする回答が多く、他にも、「PTA」からの推薦、地域や学校（区）からの推薦を重視している自治体があった。しかし一方で、保護者の教育委員への選任について教育委員会として困難を感じ、それを表明している自治体もあった。

児童生徒の保護者を教育委員に選任した場合に予想される影響についての次の質問は、「児童生徒の保護者は学校教育の当事者性が高いことから、会議の場等でどのような配慮をされて

⁵ 千葉県Q市の教育長の回答。

⁶ 長野県e村の教育長の回答。

⁷ 栃木県O町の教育長の回答。

⁸ 茨城県J市の教育長の回答。

⁹ 栃木県M町の教育長の回答。

¹⁰ 埼玉県K市の教育長の回答。

¹¹ 山梨県H町の教育長の回答。

¹² 栃木県B市の教育長の回答。

いますか」というものである。この質問に対しては、約半数の教育長から回答を得、そのまた約半数の教育長から積極的に配慮している様が窺える回答を得た。主なものを列挙してみよう。

会議の場では自分の子どもの例などを挙げていただき率直な意見交換ができるよう配慮している。¹³

特に学校教育において、保護者の立場からの意見等を大事にしたい。¹⁴

教育の原則として「家庭でしつける」「学校で教える」「地域で育てる」ことを強調しています。¹⁵

学齢児童生徒の保護者としての視点からだけではなく、家庭教育の推進や青少年の健全育成の立場から提言していただくよう配慮している。¹⁶

守秘義務の確認。特にプライバシーに関する資料は議事後に回収。¹⁷

個人や学校等を扱う議案協議等に関しては守秘義務を前提として審議内容を尊重してもらう。¹⁸

当人に関する事案があれば、退席については本人意志で。¹⁹

小さな自治体であり保護者が少なく実態を詳細に把握しているので、当事者性の高い方は適任者からはずして選任できる。²⁰

教育委員として、他の委員と平等であり、公平な審議・発言ができるよう配慮している。²¹

法の範囲内のことであれば特に配慮はしない。²²

¹³ 茨城県A市の教育長の回答。

¹⁴ 長野県E市の教育長の回答。

¹⁵ 埼玉県a町の教育長の回答。

¹⁶ 千葉県T町の教育長の回答。

¹⁷ 長野県N町の教育長の回答。

¹⁸ 神奈川県I町の教育長の回答。

¹⁹ 長野県e村の教育長の回答。

²⁰ 群馬県E村の教育長の回答。

²¹ 千葉県Q市の教育長の回答。

²² 埼玉県G市の教育長の回答。

保護者の立場からの意見を尊重しようとする配慮と、守秘義務への配慮の二つが特に目立つたが、他にも、教育長としての教育方針を会議の場で保護者に対して強調したい意識が表れていたり、積極的な発言を促そうとする配慮などが窺われた。このことに関して、ある教育長も別の質問に対してではあるが、次のように述べている。

未成年者を持つ保護者であることを考えると35才～40才代である為、経済的にも活動が制約され、又、若令年代等の為、協議の中へ入って行けるか心配である。²³

教育委員会会議における議題の理解やそれに対する識見を保護者がどれほど有しているのかについて示された憂慮であると同時に、そこに配慮が求められるとの意見と受けとることができる。

3. 地方教育行政機関の設置単位について

2007年に成立した地教行法一部改正法の概要によれば、教育委員会の体制の充実について、「市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとする」とされている。

これに関連して我々の2008年調査では、「地方の教育行政が十分に機能するために、地方教育行政機関の設置単位はどのように設定するのが望ましいとお考えですか。」との質問を教育長に対して投げかけた。そこでは、5つの回答選択肢を設定している。その5つとは、「1. 政令指定都市を除き、市町村には教育委員会を設置しないのが望ましい」、「2. 市町村の区別なく、一定の人口規模以上の広域連合を形成して連合単位に設置するのが望ましい」、「3. 市にはすべて設置し、町村は一定の人口規模以上の広域連合を形成して連合単位に設置するのが望ましい」、「4. すべての市町村に教育委員会を設置するのが望ましい」、「5. その他」である。回答の実数は摂南大学教職教室（2009）の単純集計結果を参照していただくとして、ここでは選択率を示しておこう。

「1.」から順に、0%、6.1%、21.9%、71.1%、0.9%である。7割強の教育長が「すべての市町村に教育委員会を設置するのが望ましい」と答えているのは、本調査が対象とした市町村にはすべて教育委員会が設置されていることから当然の結果といえる一方で、3割弱の教育長は連合（共同設置）による広域化を望ましいと答えていることが注目される。²⁴

そして、この設問で「5. その他」と回答した教育長は1人だけだったが、その回答も、次に紹介するように広域化を志向する内容である。

²³ 山梨県G町の教育長の、児童生徒の保護者の教育委員としての代表性をいかに担保するかについての質問に対する回答。

²⁴ 全く同じ設問ではないので比較にはならないが、参考までに2005年調査では、教育委員会が十分に機能するために設置単位をどう設定するのが望ましいかを尋ね、これに対して、「行政機能単位にかかわらず、一定の人口規模を基本単位に設置するのが望ましい」との回答が1割弱であった。

一定の人口規模以上になるよう市町村合併を推進して、全ての市町村に教育委員会を置くのが望ましい。²⁵

4. 教員人事における校長の具申権、市町村教委の内申権の行使

2007年の地教行法一部改正法の概要では、「県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする」となっている。これに関連して我々の2008年調査では、「教員人事において校長の具申権、市町村教委の内申権をどのように行使していますか。」という質問で7つの選択肢を設定し、教育委員会事務局に対し、教員の新規採用の場合と転任人事の場合についてそれぞれ尋ねている。

新規採用の場合、転任人事の場合ともに最も多かったのが、「4. 校長からの具申を受け、自教委内で独自に調整をしたものをお府県教委に内申している」で、それぞれ34.5%、43.6%であった。

転任人事の場合、続いて多かったのが、「1. 校長と個別に協議し、候補者を決め、それを府県教委に内申している」の21.4%、次に「2. 校長会での話し合いや合意を経て校長からの具申を受け、それを府県教委に内申している」の19.7%であった。他方、「3. 校長が独自に具申してきたものをそのまま府県教委に内申している」は7.7%、「5. 校長からの具申を受けても、府県教委に対して積極的に内申していない」に至っては0%であった。

一方、新規採用の場合、「4.」に続いて多かったのが「7. その他」の18.1%、「6. 校長からの具申は積極的に受けていないので、府県教委に対しても内申していない」の17.2%で、これらは、転任人事の場合がそれぞれ6.8%、0.9%でかなり少數であったことと対照をなしている。また、新規採用の場合、転任人事の場合と同様に「2.」が16.4%で多く、「3.」は6.9%、「5.」に至っては0.9%であった。さらに「1.」は6.0%で、転任人事の場合に多かったのはと対照的である。

このように「6.」において新規採用の場合と転任人事の場合とで対照をなしている理由は、「7. その他」の内容をみると窺える。新規採用の場合の「その他」の記述をいくつか列挙してみる。

特に協議は行わない。²⁶

新規採用については県の配置内示による。²⁷

県教委よりの配当。²⁸

²⁵ 記述回答は1件のみだったので、県・市町村を特定せず、匿名としておきたい。

²⁶ 群馬県H村の教委事務局の回答。

²⁷ 茨城県Q町の教委事務局の回答。

²⁸ 長野県N町の教委事務局の回答。

校長の具申権、市町村教委の内申権はない。²⁹

市の必要数に応じて県から配当される。校長の具申はなく市から県へ内申する。³⁰

市教委で教科等の過欠状況を把握し、県教委へ内申している。³¹

市教委の希望人数に合わせ県教委が割り当てている。³²

上の記述からは、具申権や内申権はないという内容から、権利の問題ではなく事実行為の問題であり、事実行為として県教育委員会に報告しているか否かで答えていたのだという意味合いの回答まで、幅があるようだ。このように権利の問題か事実行為の問題かとみるならば、「6.」の回答は逆に、直截に事実行為として具申も内申もしていないという回答とみることも可能だが、その背後には、教員の新規採用の場合にはそもそも校長や市町村教育委員会の権利としては具申権も内申権もないという意味を読みとることもできよう。

しかしながら一方で、「4.」の回答が転任人事の場合のみならず新規採用の場合においても最多であることから、事実行為として校長から具申を受け県教育委員会に内申もしているというのが多くの市町村教育委員会の実状であろう。やはり新規採用の場合の「7. その他」の記述を1つ挙げておこう。

校長と県教委の話合いで決めている。³³

他方、転任人事の場合は「7. その他」は少なかった。例えば、

町教委と県教委が同席し、校長の具申を聞き取る。³⁴

と回答した教育委員会事務局は、新規採用の場合については他の回答を選択している。この教育委員会以外で転任人事の場合に「7. その他」と回答した教育委員会事務局は、新規採用の場合についても「7.」と回答している。以下はそこに記述された内容である。

校長、町県教委、県教委の3者協議による。³⁵

²⁹ 神奈川県G市の教委事務局の回答。

³⁰ 埼玉県B市の教委事務局の回答。

³¹ 群馬県A市の教委事務局の回答。

³² 埼玉県R市の教委事務局の回答。

³³ 長野県O村の教委事務局の回答。

³⁴ 栃木県P町の教委事務局の回答。

³⁵ 群馬県G町の教委事務局の回答。

教員人事について校長のヒアリングを実施している。³⁶

各校長の意見を聞きとり、市教育委員会で調整し内申している。³⁷

県教委一任。³⁸

転任人事の場合と新規採用の場合の両方に回答があったのが116教育委員会、そのうち両者の答が一致していた教育委員会は65であった。「4.」での一致が31で最多なのは想像に難くないが、上に紹介した方式が転任人事、新規採用の両方にとられていることは、注目に値しよう。

5. 教育課程に関する行政

(1) 教科書採択の方式

教育課程に関する行政行為として、教科書採択が挙げられる。教科書採択は、市町村教育委員会がそれぞれ単独で、あるいは複数の教育委員会が共同で行おうとする際に、各教育委員会が主体性を発揮しうる領域である。まず、教科書採択を自教委単独で行っているのか、共同で行っているのかを教育委員会事務局に尋ねた結果をみてみよう。

単独採択を行っている教育委員会は13.6%に過ぎず、残りの86.4%の教育委員会は共同採択方式をとっている。ちなみに、我々の2005年調査では単独採択が29.0%、共同採択が71.0%であった。時期の違いの影響か地域的な差異の影響か、両者の間に開きがみられる。

(2) 教師用指導書・手引書、児童生徒用教材の独自作成

仮に教科書が共同採択方式で自教委の主体性が十分に発揮されなかつたとしても、教科書に加えて様々な教材を使用したり、そもそも教科書がない領域における指導の便に供するために独自の教材を準備したりすることで、各教育委員会の独自性・主体性を発揮することも可能であろう。

そこで、まず、各教科・領域に関する教師用の指導書・手引書等を独自に作成しているか否かを尋ねた結果をみてみると、独自に作成している教育委員会は全体の1割強、11.6%であった。

では、どのような教科・領域において教師用指導書・手引書等が作成されているのだろうか。ここに詳細は紹介しないが、見ると「社会科」が大半で、12教育委員会で作成されている。それも小学校用、しかも小学校3・4年生用のものがほとんどであった。その他の教科としては、「理科」や「体育」があり、政令指定都市の教育委員会では全教科を扱っているところもあった。また、領域としては、小学校の「英語活動」があるほか、「道徳」、「学校安全」、「人権」、

³⁶ 神奈川県F市の教委事務局の回答。

³⁷ 神奈川県H市の教委事務局の回答。

³⁸ 長野県h町の教委事務局の回答。

「性教育」、「情報教育」、「地域学習」、「総合的な学習」が具体的に挙げられていた。

次に、授業での使用を目的とした教科書以外の児童生徒用の教材を独自に作成しているか否かを尋ねた結果をみよう。こうした補助教材等を独自に作成している教育委員会は61.3%に上った。その内容をみると、やはり「社会科」が圧倒的で、しかも小学校用、3・4年生用が多い。

「算数」、「数学」、「国語」がそれに続き、次いで「英語」や「理科」と並んでいく。「生活科」と「体育」も1件ずつではあるが挙げられていた。他方、領域としては「英語活動」「環境教育」が並び、次いで「人権」「福祉」「道徳」「総合学習」が続く。ただ、「領域」が記述されていたのは10教育委員会に留まった。

6. 教育長の意見・提言

最後に、教育長調査の調査票末尾に記された、本調査と関わっての教育長なりの提言や意見を紹介しておきたい。多面にわたって厳しさが増す情勢の中で鋭意、努力を続けている地方教育行政の実態を不十分にしか把握できない調査票に対するご批判もいただいた。多くは、教育長自らの信念と実践を熱く、また静かに語る言葉であり、より良い教育の実現のためになされる支援への切実な願いであった。

各教育委員会の実態を見ずして、又、一部の実態ですべてを論ずることはやめてほしい。苦労しながら地道に教委の機能を発揮している自治体がある。アンケートの結果についても、“多数決的”扱いは項目によって十分配慮されたい。³⁹

教育委員会制度その是非が問われているが、これは教育委員会特に教育長の教育実践力が問われていると思う。教基法の精神を真に活かした教育行政を行うことにより教委は市民の尊敬の的となる。⁴⁰

教育の本質をわきまえた教育行政が大切である。人材育成のためには予算が必要である。⁴¹

- ・予算と人事権の拡大（教委に）。
- ・学校長の様々な権限の拡大とある程度の予算（自由に使える）利用の権限。⁴²

教育現場の最大の悩みは、財政悪化による運営の厳しさです。自主自律、独自性のある運営を求めるためには、財政的なバックアップのできないことが残念です。中央と

³⁹ 埼玉県 b 町の教育長の回答。

⁴⁰ 栃木県 D 市の教育長の回答。

⁴¹ 千葉県 F 市の教育長の回答。

⁴² 千葉県 W 町の教育長の回答。

地方、特に山間地域との格差拡大を痛感しています。⁴³

教育の分野での地方分権化をできるだけ進め、財源については補助金として十分に地方へ回していただきたい。⁴⁴

義務教育の条件整備は国及び地方自治体の責務である。国は地方自治体の規模や財政力等、条件整備力の差異に適切に対応し、較差を生じさせないための施策を充実すべきである。⁴⁵

教育の機会均等の上で、もの（施設）、お金（予算）、ひと（教師）は重要である。特に人は重要であり、ただ単に数量的に確保できていれば良い問題ではない。保護者や地域の人に、職業として、そして人として尊敬・信頼される教員を確保し、育てることが重要であると考える。教員養成教育学部は教育に大きな貢献を果たしてきたが、社会情勢の変化に対応（尊敬・信頼）出来ていない。専門職大学院等の試みなど新たな制度により、教員が、社会に尊敬・信頼されるときがくることを期待する。⁴⁶

教育委員会事務局内に、教育関係者は教育長一人であり、学校関係の判断は、ほとんど教育長を通さないと動かない面がある。今回も地教行法の改正で、「指導主事の設置は努力義務化」が施行されるが、義務化ではなく「努力・・・では行政は動かない。人事評価が法制化され動き出した。中でも校長については「第一次評価者を選任して・・・」となっているが、物理的にも時間的にも現場と合わず、工夫・改善しても無理がある。⁴⁷

問題(1)教育改革が三位一体の行財政改革と同時進行し、その影響を多大に受けている。(2)一つの政策が行われると、それに対する十分な検証が行われる前に次の施策が入ってくる。教育の現場は混乱するばかりだ。(3)規制緩和といいながら、分権改革振興法などで規制している。(4)教育を重視するなら「経済財政諮問会議」に教育関係者が1名入るべきだ。(5)「教育振興基本計画」に教育振興財政計画を付けるべきだ。⁴⁸

教育は中立を旨とし、一党一派に属さないのが本来の姿と思う。その立場から言えば、財政の独立こそが最も望ましいことであり、教育委員も私たちによる選出が大切と思

⁴³ 茨城県 L 町の教育長の回答。

⁴⁴ 茨城県 A 市の教育長の回答。

⁴⁵ 千葉県 T 町の教育長の回答。

⁴⁶ 群馬県 K 町の教育長の回答。

⁴⁷ 群馬県 I 村の教育長の回答。

⁴⁸ 埼玉県 a 町の教育長の回答。

う。現状の教育はあまりにも一党により牛耳られている感が強く、生き生きとした教育がなされていないと思われる。⁴⁹

参考文献

- 摂南大学教職教室(2006)地方分権化及び市町村合併動向における市町村教育委員会の行政機能に関する研究—近畿2府4県市町村教育委員会調査2005—(単純集計結果) 摂南大学教育学研究 第2号 pp. 79-98
- 朝日素明(2007)市町村教育委員会の教育行政機能に関する調査研究—指導行政と人事行政に焦点をあてて— 摂南大学教育学研究 第3号 pp. 1-14
- 朝日素明(2008)市町村教育委員会の教育行政機能に関する調査研究(2)—市町村教育長調査をもとに— 摂南大学教育学研究 第4号 pp. 15-28

⁴⁹ 長野県 j 村の教育長の回答。